

長期処方・一般名処方について

当院では、

① 28 日以上の「長期処方」が可能です。

※ 病状に応じて担当医が判断します。

② 「一般名処方」を行っています。

※ 後発品（ジェネリック）のある薬剤について、「商品名」ではなく、「薬剤の有効成分をもとにした名称」で、処方箋を発行すること。

薬剤の安定供給に向けた取り組みの一環です。

「商品名」の処方箋だと、

- ・ 薬局によって、採用している薬が違う
（メーカーが違う、後発品しか置いていないなど・・・）
- ・ 特定の医薬品の供給が不足している
（薬剤が入荷しない・・・）

薬がないことがあるかも・・・

「一般名」の処方箋だと、

- ・ 有効成分が同じ、複数のお薬が選択できる！

患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなる！

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。